

## 令和 8 事業年度 病床転換助成事業関係業務事業計画

令和 8 事業年度における病床転換助成事業関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項の規定に基づき、保険者からの病床転換支援金等の徴収、都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等を行うものである。

2. 病床転換助成事業関係業務に要する事務費に充てるため、保険者から法附則第 7 条第 1 項の規定による病床転換助成関係事務費拠出金として、

3,035 千円

を徴収することを予定している。

3. 法附則第 6 条第 1 項の規定による病床転換助成交付金として、

116,537 千円

を交付することを予定している。